

千葉県・令和4年度及び令和5年度当初 市町村における認知症施策に関するアンケート結果(令和5年6月実施)

- ・設問中に特に指定がない場合、「令和4年度の実績(令和5年3月31日現在)」の状況になります。
- ・四角内の数字は市町村数
- ・割合は54市町村を100%としたとき

問1. 貴市町村職員対象の認知症サポーター養成講座を実施していますか。

27	1. 実施している 50% (3市町村増)	5	2. 令和5年度以降に実施予定 9% (2市町村増)
12	3. 検討中 22% (2市町村増)	10	4. 実施していない 19% (6市町村減)

4. と回答の場合、実施していない理由

- 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い実施無し
- 新型コロナウイルスの影響で休止、令和5年度以降再開予定
- 令和4年度は職員向けの講座開催の実施計画を立てていないため
- 職員研修として、市総務課職員係がプログラムを組み実施している。R4年度はプログラムに組み込まれていなかったため。
- 新規採用職員や希望者に行ったことはあるが現在は行っていない
- 人員不足、受講希望者がいないため ●働きかけができていない
- 職員研修として、市総務課職員係がプログラムを組み実施している。R4年度はプログラムに組み込まれていなかったため。

問2. 問1. で1. と回答した場合、講座の受講対象者をお答えください。(複数回答可)

5	1. 全職員に実施 9% (3市町村減)	19	2. 新規採用職員に実施 35% (1市町村増)
1	3. 認知症担当課職員に実施 2% (増減なし)	11	4. 希望者を募って実施 20% (6市町村増)
4	5. その他 ●未受講者に実施 3件 ●各課より数名出席 7% (1市町村増)		

問3. 貴市町村において、職域別の認知症サポーター養成講座を実施していますか。(複数回答可)

1	1. 警察職員 2% (増減なし)	0	2. 教員 0% (2市町村減)
9	3. 金融機関 17% (3市町村増)	6	4. 公共交通機関 11% (5市町村増)
12	5. 小売業 22% (4市町村増)	0	6. マンション管理人 0% (3市町村減)
28	7. その他 医療機関、郵便局、保険会社、旅館、消防組合など 52% (1市町村増)	18	8. 住民対象のみ実施 33% (4市町村増)
9	9. 職域別の講座を実施していない 17% (5市町村減)		

9. 回答の場合、実施していない理由

- コロナ禍の影響もあり、依頼がなく実施に至らなかった。今後、さらに周知していく。
- 前年度までは実施していたが、4年度に関しては依頼がなかった。
- HPで講座の周知をしているが、R4年度は職域から依頼がなかったため。
- マンパワー不足のため ●メイトの減少 ●依頼はしているが、R4年度は実施希望なし
- 独自で開催している企業も増えているため、職員や住民向けを優先的に実施している。
- 見守りネットワーク協力機関に案内しているが申し込みがなかった。

千葉県・令和4年度及び令和5年度当初 市町村における認知症施策に関するアンケート結果(令和5年6月実施)

問4. 貴市町村において、学生を対象とした認知症サポーター養成講座を実施していますか。
実施している場合は、何校を対象に実施したのか、記載してください。(複数回答可)
※複数校の生徒を1校に集めて開催した場合は、「1校」ではなく、参加した学校数を記載してください。

<p>38 1. 小学生 215 校 70% (3市町村増・29校増)</p> <p>15 3. 高校生 26 校 28% (1市町村増・5校減)</p> <p>5 5. 専門学生 7 校 9% (1市町村減・増減なし)</p>	<p>22 2. 中学生 56 校 41% (6市町村増・15校増)</p> <p>8 4. 大学生 8 校 15% (1市町村減・2校減)</p> <p>11 6. 学生を対象とした講座を実施していない。 20% (増減なし)</p>
--	---

6. と回答の場合、実施していない理由

- 学童クラブ(小学2～6年生)に向けて実施 ●令和5年度に実施を予定
- 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い実施なし●学校側との日程が合わなかった
- 中学生を対象に参加者を募集したが応募がなかったため。

問5. 認知症サポーターがボランティア等として活動するために、養成講座修了者に対し、フォローアップ講座の開催などの支援を実施していますか。

<p>25 1. 実施している 46% (5市町村増)</p> <p>13 3. 検討中 24% (2市町村減)</p>	<p>7 2. 令和5年度以降に実施予定 13% (増減なし)</p> <p>9 4. ない 17% (3市町村減)</p>
--	--

1. と回答の場合、具体的内容

- 認知症に関する知識、千葉市の施策、コミュニケーション(知識及びロールプレイング)等
- 認知症本人の方からのメッセージや「認知症の人の思いの理解」をテーマにした講義、認知症サポーターの地域での活動紹介、認知症地域支援推進員・チームオレンジについて、認知症サポーターの地域での活動を考えてみよう」をテーマにしたグループワーク
- 認知症サポーターステップアップ講座(県フォローアップ講座カリキュラムを参考に、独自に編成したもの)
- サポーターのうち、『オレンジ声かけ隊』の方を対象に、認知症当事者のインタビュー動画を視聴するオンライン研修を実施
- 千葉県認知症地域医療支援事業における普及啓発事業を利用した講演会の実施
- チームオレンジの推進のためステップアップ講座を実施
- 千葉県認知症サポーターフォローアップ講座カリキュラムを踏襲した独自講座 2件
- 地域包括支援センター毎にオレンジフレンズ交流会を実施しているほか、年1回、市が主催の研修を、参集とオンライン(Zoom)のハイブリット形式で実施。
講座内容: 講義「認知症の人の支援について」
講師: 認知症看護認定看護師、千葉県認知症コーディネーター、市グループホーム連絡会会長など認知症専門職から、1名
毎年1地域、認知症地域支援推進員よりオレンジフレンズの活動報告
- 市の高齢者の状況、認知症施策の説明、養成講座の復習(病気、家族の心理、関わるポイント等の対人援助技術など)やグループワークを認知症地域支援推進員や認知症コーディネーターと共に実施。
- 独自資料を作成し、認知症サポーター養成講座修了者(希望者)に対しステップアップ講座を実施
- 認知症の種類や症状等について講義をした後、接し方について個人ワークやグループワークを行った。併せてチームオレンジについての説明も行った。
- 市の認知症施策について、認知症の理解、認知症の人とのコミュニケーション(実践)、受講終了後の活動紹介

4. と回答の場合、実施していない理由

- マンパワー不足のため ●開催する職員の余裕がないため
- 認知症サポーターを増やすことを優先しているため。
- 令和4年度より、チームオレンジの整備に向けてステップアップ講座を順次開催しているため。
- 認知症サポーター養成講座修了者に対し、ステップアップ講座の受講案内をしており、ステップアップ講座修了者に対し活動の場を紹介しているため。
- チームオレンジ立ち上げに向け、ステップアップ講座を実施しているため
- サポーター受講者に対して名前など取りまとめていないため

**千葉県・令和4年度及び令和5年度当初
市町村における認知症施策に関するアンケート結果(令和5年6月実施)**

問6. 貴市町村では、認知症サポーターの活動に対し、何らかの支援をしていますか。

- | | |
|--|---|
| <p>18 1. 実施している
33% (3市町村増)</p> <p>10 3. 検討中
19% (2市町村減)</p> | <p>9 2. 令和5年度以降に実施予定
17% (3市町村増)</p> <p>17 4. 実施していない
31% (4市町村減)</p> |
|--|---|

1. と回答の場合、具体的な内容

- 認知症サポーターステップアップ講座修了者を名簿で管理するとともに、修了者への活動先の案内や認知症地域支援推進員への情報提供を行うことで、推進員と修了者の交流会や修了者の活動に繋がっている。
- 認知症地域支援推進員を中心に、サポーターの活動を必要としている場とのマッチングや、サポーターによる集いの場の立上げ支援を行っている。
- チームオレンジ立ち上げ支援や認知症カフェ等の活動の場のコーディネート
- 『オレンジ声かけ隊』に対し、年1回の研修会を実施
- 『オレンジ協力員』に対し、各地域包括支援センターの専門職による活動のマッチングやバックアップを実施
- 地域のサポーターからの依頼に応じステップアップ講座開催
- 認知症サポーター交流会の実施。
- 具体的な活動を希望する方にステップアップ講座の受講とチームオレンジのメンバー登録を勧奨
- サポーター活動時に適用される「オレンジフレンズ活動補償保険」加入し、活動を後押ししている。事業所等に対しては、市ホームページでの紹介やステッカーの配付をしている。
- ボランティア同士の情報交換会の実施
- 備品の貸し出し、会場借用、広報紙や市ホームページへの掲載
- 認知症カフェ活動補助金
- オレンジファーム活動立ち上げ支援と補助金
- 認知症サポーターステップアップ講座受講者がオレンジチームとなり、活動継続支援をしている。
- 認知症カフェでの活動支援 4件
- 認知症地域支援推進員と町で、活動の場を設けるよう支援している。

問7. 貴市町村では、企業や小・中学校等での認知症サポーター養成講座の開催に向け、キャラバン・メイトの活動の支援を目的とする独自の取組を実施していますか。

具体例: 小・中学校(企業)向けの説明会の開催、広報周知活動、経費の一部補助など (新規)

- | | |
|--|--|
| <p>17 1. 実施している
31%</p> <p>3 3. 検討中
6%</p> | <p>3 2. 令和5年度以降に実施予定
6%</p> <p>31 4. 実施していない
57%</p> |
|--|--|

1. と回答の場合、具体的な内容

- 校長会議での説明、講座開催の働きかけ
- チラシの配布、市役所でのポスター掲示、9月のアルツハイマー月間のパネル展示。
- 小学校においては毎年市内全市立小学校の一学年を対象として実施することとしており、教育委員会にご協力いただき各学校とキャラバン・メイトとの日程調整を市が行い、年間計画表を作成している。教材等の配送や細かい調整は市が行い、教職員向け、キャラバン・メイト向けの開催マニュアルを作成し、配布している。中学校においては希望制にて同様に年間計画を立て実施している。
- 認知症サポーターステップアップ講座へ講師として派遣依頼している。
- ホームページにて周知 ●小・中学校に案内文を送付。●広報による周知を実施
- 市民向け、小中学校向けのリーフレットを作成し、周知活動を実施。
- 開催に向けての学校との連絡調整、講座の内容を一緒に検討、当日のバックアップ
- 小中学校での開催時、キャラバンメイトへ声を掛け、一緒に開催している
- 小・中学校に直接出向き相談している。

千葉県・令和4年度及び令和5年度当初 市町村における認知症施策に関するアンケート結果(令和5年6月実施)

問8. 貴市町村独自でキャラバン・メイトスキルアップのための研修等(交流会、グループワーク等)を実施していますか。(県が実施するキャラバン・メイトスキルアップ研修に参加した場合を除く)

- | | |
|--|--|
| <p>8 1. 実施している
15% (増減なし)</p> <p>3 3. 検討中
6% (3市町村減)</p> | <p>2 2. 令和5年度以降に実施予定
4% (2市町村増)</p> <p>41 4. 実施していない
76% (1市町村増)</p> |
|--|--|

1. 回答の場合、具体的な内容

- 年度に数回キャラバン・メイト連絡会を実施。令和4年度は1回実施。
- キャラバン・メイト連絡会の開催 ●キャラバンメイト同士の情報交換会を実施
- キャラバン・メイトフォローアップ研修を毎年開催
- キャラバン・メイト交流会を実施
- 前年度講座開催状況報告、市認知症施策の周知、テキスト変更点の周知、小・中学生向け養成講座年間計画と担当メイトの決定、等
- キャラバン・メイトスキルアップ研修会(小学生向け)

問9. 世界アルツハイマーデー(毎年9/21)や月間(毎年9月)の機会を捉えて認知症に関する普及・啓発イベントを実施していますか。

- | | |
|--|--|
| <p>31 1. 実施している
57% (3市町村増)</p> <p>8 3. 検討中
15% (増減なし)</p> | <p>5 2. 令和5年度以降に実施予定
9% (2市町村増)</p> <p>10 4. 実施していない
19% (5市町村減)</p> |
|--|--|

1. 2. 3. と回答の場合、イベントの具体的な内容

- ポスター、啓発パネル、作品等の展示 13件(庁舎、地域包括支援センター、図書館、書店など)
- 広報誌にて認知症に関する啓発 10件
- 管内図書館での関連書籍の展示、特設コーナーの設置など
- 県と共催でポートタワーのライトアップ及び認知症の人と家族の会によるYouTube生配信参加
- 千葉都市モノレールセントラルアーチのライトアップ ●佐倉ふるさと広場の風車のオレンジライトアップ
- イオン(株)、エーザイ(株)と共催でイオンモール幕張新都心にてイベント開催
- 千葉県と共催でライトアップ施設の認知症の人と家族の会によるYouTube生配信参加
- 認知症メモリーウォーク、認知症カフェフェスティバルを毎年10月～11月に実施
- 市役所連絡通路にてパンフレットの配架、マリーゴールドの苗の配布、認知症に関するDVDの上映
- 市役所本庁舎前と地域包括支援センターにて、オレンジ色の花で飾った花壇の作成、認知症啓発の看板を設置(オレンジガーデニングプロジェクトの実施)
- 空港関連企業等との協働による、認知症の啓発プロジェクトを令和4年度に発足し、世界アルツハイマー月間を中心に、市や各企業等が各々で認知症に関する普及啓発活動を行う。また、世界アルツハイマーデー(R4.9.21)に、市と協働企業等との合同による街頭での啓発活動(チラシ配布など)を実施した。
- オレンジドレスアップ(市庁舎・サポート事業所有志)、認知症シンポジウム開催、認知症ケアパスの発行。
- 認知症サポーター養成講座、VR認知症体験会、認知症講演会、認知症相談会などのイベントを集中的に実施
- 郵便局の協力を得て、配達用のバイクや車両にオレンジ色のステッカーを貼り付けオレンジデーを啓発
- 令和4年度は広報にて認知症事業の周知。令和5年度はオレンジウォークを検討中。
- 図書館において普及・啓発を目的とした認知症に関する本の朗読会を実施予定
- 啓発物品(ティッシュ)の作成、認知症疾患センターと共催でイベントを開催
- 市役所、支所3か所、図書館2か所、社会福祉協議会で横断幕、のぼり旗の掲揚、パンフレットの配付
- 市役所内に認知症に関する掲示やチラシ、パンフレット、認知症ケアパスを配布。ロバ隊長のキャラクターが入ったポロシャツを作成した。
- オレンジ色の花を育てて、アルツハイマーデーに病院等で配布している。
- 単体ではなく、人権啓発イベントとの合同開催など検討。
- 広報や認知症予防教室での普及啓発

4. と回答の場合、実施していない理由

- マンパワー不足
- チラシの掲載のみ実施
- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、広報での周知に留まっている。
- 日程調整の都合上、10月に認知症サポーターによる認知症講演会を実施
- 認知症サポーター養成講座をメインに活動していたため。
- 定期的に認知症に関する様々な事業を実施しているため
- 9月に限らず、普及啓発を行っている。
- 介護予防教室等で認知症に関する普及啓発を日頃より実施しているため、特設イベントとして実施していない。

千葉県・令和4年度及び令和5年度当初 市町村における認知症施策に関するアンケート結果(令和5年6月実施)

問10. 問9で1. 2. 3. とお答えの場合、普及・啓発イベントで認知症の人本人からの発信の機会がありますか。

<p>8 1. 機会あり 15% (1市町村減)</p>	<p>36 2. 機会なし 67% (6市町村増)</p>
---	--

千葉市、市川市、木更津市、八千代市、
我孫子市、富津市、浦安市、

問11. 認知症予防に向けた住民向け健康講座などの事業を行っていますか。

<p>50 1. 行っている 93% (2市町村増)</p>	<p>3 2. 行っていない 6% (1市町村減)</p>
<p>1 3. 令和5年度以降に実施予定 2% (2市町村減)</p>	

1. 3. と回答の場合、取組の具体的な内容(運動の場合は、運動名(コグニサイズ、100歳体操等)

- 体操(100歳体操、市町村独自のものなど) 17件
- コグニサイズ 14件 ●認知症予防教室・講座 11件 ●脳トレ教室 ●介護予防教室・講座
- 医師による講座・講演会 ●フレイル予防・健康づくり教室 ●健康教室
- 地域の高齢者の集まり(あおぞら会)と活動を支援するボランティア活動の推進
- 市内自主グループ(いきいき元気体操)10グループにて、対応を実施している。
- 運動教室及び料理教室 ●運動や脳トレを取り入れた5回コースの教室 ●職員による認知症講座
- LINE公式アカウントとWEBサイトを活用したチャット型コミュニケーションツール「脳若365」の実施。

2. と回答の場合、実施していない理由

- 介護予防事業として保健師等の派遣による市民体操や、市の委嘱を受けた「高齢者健康体操普及員」の派遣を実施している。
- 実施体制が整っていない。

問12. 認知症予防について、県に望む支援はありますか。(複数回答可)

<p>50 1. 最新の情報提供 93% (4市町村増)</p>	<p>20 2. 指導者の養成 37% (2市町村減)</p>
<p>21 3. 講師の派遣 39% (4市町村増)</p>	<p>3 4. その他 6% (1市町村増)</p>

4. と回答の場合、必要とする支援の具体的な内容

- 認知症カフェへの補助金
- 主体的に動ける人材の養成に関する支援。住民主体で実施でき、効果判定が簡易に行えるもので、エビデンスがしっかりしている取組の紹介。
- 地域のテレビで予防体操を継続的に放映する、難聴予防の啓発、認知症大使のメディアでの啓発

問13. すべての市町村にお尋ねします。成年後見制度の利用促進を目的とした周知・広報活動を実施していますか。(複数)

**千葉県・令和4年度及び令和5年度当初
市町村における認知症施策に関するアンケート結果(令和5年6月実施)**

問13. 貴市町村において(認知症高齢者)徘徊見守りSOSネットワークができていますか。(令和5年4月1日時点)
(複数回答可)

- | | |
|--|--|
| <p>28 1. できている
52% (2市町村減)</p> <p>2 3. 検討中
4% (増減なし)</p> | <p>27 2. SOSネットワーク以外のネットワークの中で、
(認知症高齢者)徘徊の見守りもしている
50% (2市町村増)</p> <p>2 4. できていない
4% (増減なし)</p> |
|--|--|

1. と回答の場合、その構成員(団体、職種等)

警察、消防、地域包括支援センター、行政機関、介護老人保健施設、社会福祉協議会、庁内自治会、民生委員・児童委員、シニアクラブ、バス・タクシー会社、薬局、大学、新聞店、コンビニ、郵便局、金融機関、保健所、学童クラブ、市内公共交通機関、防犯連絡協議会 …など

2. と回答の場合、具体的な内容

- 見守りネットワークの活用 22件
- 警察から情報提供があった際は、市のメーリングリスト登録者に周知し、情報提供を呼びかけしている。
- 高齢者見守りシールの支給 ●LINEにて行方不明者の情報発信
- 自宅で倒れたり、何かあれば行政に連絡が来て早期発見・早期対応に繋げている。
- わんわんパトロール

4. と回答の場合、ネットワークができていない理由

- 企業等と認知症の方の見守りネットワークはできているが、徘徊の見守りまではできていない。
- 単身世帯などに対する民生委員による見守りはあるが、認知症に特化したものはない。

問14. 県からの行方不明高齢者の捜索依頼があった場合、どのような対応をしていますか。(複数回答可)

- | | |
|--|---|
| <p>12 1. 県からの依頼範囲へFAX等で連絡
22% (2市町村増)</p> <p>13 3. その他 <input checked="" type="checkbox"/>関係課へ周知 <input checked="" type="checkbox"/>担当課で供覧
<input checked="" type="checkbox"/>防災無線
24% (2市町村増)</p> | <p>31 2. 認知症担当課のみで供覧
57% (5市町村減)</p> <p>0 4. 特に対応していない
0% (1市町村増)</p> |
|--|---|

問18. 問17で「検討中」と回答した市町村にお尋ねします。設置に向け、どのような課題がありますか。(新規)(複数回答可)

※千葉県警の取組に認知症高齢者を警察署で保護した際に本人や家族の同意を得られた場合、「情報提供書」を作成し市町村に情報提供しています。提供された情報からケアプランの作成等に活かしてもらいます。

- | | |
|--|----------------------------|
| <p>47 1. はい 3285 件数(年)(合計) 87%</p> | <p>7 2. いいえ 13%</p> |
|--|----------------------------|

問16. 問15で1. とお答えの場合、受けた情報提供書からケアプランの作成等サービスにつながりましたか

- | | |
|---|-----------------------------|
| <p>28 1. ある 566 件数(年)(合計) 52%</p> | <p>19 2. いいえ 35%</p> |
|---|-----------------------------|

千葉県・令和4年度及び令和5年度当初 市町村における認知症施策に関するアンケート結果(令和5年6月実施)

問17. 初期集中支援チーム以外で、認知症の早期発見・診断に対する支援を行っていますか。(複数回答可)

- | | |
|--|---|
| <p>1 1. 一般健診にもの忘れに関する項目を追加
2% (1市町村減)</p> <p>26 3. その他
48% (3市町村増)</p> | <p>20 2. チェックリストの配布
37% (1市町村増)</p> <p>16 4. 行っていない
30% (3市町村減)</p> |
|--|---|

3. その他の具体的な内容

- 認知症ケアパスの配布 ●認知症の啓発パンフレット、リーフレットの配布
- もの忘れ相談 ●かかりつけ薬局による生活機能低下者発見事業
- 広報にて周知 ●地域包括支援センターでの相談
- 軽度認知症把握ケアマネジメント事業の実施 ●タブレットによる簡易チェック
- 認知症ガイドブックの配布 ●認知症チェックサイト
- 一般介護予防事業 ●物忘れプログラムの使用
- 認知症カフェでの相談等 ●ホームページ上に認知症初期スクリーニングセルフチェックシステムを導入
- 包括のアウトリーチ ●認知症初期スクリーニングシステムの導入
- 後期高齢者の質問票、総合相談 ●サポート医による個別相談

問18. 認知症サポート医及びかかりつけ医認知症対応力向上研修修了者に対し、認知症関係協議会や地域ケア会議に参加を求めるなどの連携はありますか。(県の認知症地域医療支援事業(認知症サポート医による普及啓発事業)は除く)

- | | |
|--------------------------------|--------------------------------|
| <p>16 1. ある (1市町村減)</p> | <p>38 2. ない (1市町村増)</p> |
|--------------------------------|--------------------------------|

1. 回答の場合、具体的な内容 30% 70%

- 一部認知症サポート医、研修修了医が「地域サポート医」として地域ケア会議等に出席
- 介護予防のための地域ケア会議に認知症サポート医が参加することがある。
- 地域ケア会議への参加を案内している ●在宅医療・介護連携推進協議会への参加
- 多職種連携会議、認知症施策推進会議、若年性認知症自立支援ネットワーク会議
- 認知症サポート医による地域講座
- 認知症初期集中支援チームの専門医
- 認知症にやさしいまちづくり会議への出席依頼、認知症初期集中支援事業意見交換会への出席依頼
- 認知症初期集中支援チーム検討部会への出席。
- 市が発行する認知症普及啓発パンフレットに、承諾が得られた医師について、認知症サポート医及びかかりつけ医認知症対応力向上研修修了者として掲載している。
- 認知症サポート医と、地域包括支援センター職員による連携会議、認知症総合施策検討委員会
- 地域ケア会議の開催はしていないが、ケースについて認知症サポート医へ相談し助言等いただいている。
- 認知症初期集中支援チーム員会議の参加

問19(1). 貴市町村では、認知症疾患医療センターとどのような連携をしていますか。(複数回答可)

- | | |
|---|--|
| <p>25 1. 専門医療相談
46% (3市町村増)</p> <p>17 3. 初期集中支援チームへの支援
31% (1市町村増)</p> <p>21 5. 研修会等の開催
39% (4市町村増)</p> <p>2 7. 特に連携していない 4% (増減なし)</p> | <p>35 2. 紹介、受け入れ、入院等
65% (1市町村増)</p> <p>21 4. 圏域内の情報共有
39% (5市町村増)</p> <p>4 6. その他
7% (2市町村増)</p> |
|---|--|

6. と回答の場合、具体的な内容

- 認知症疾患医療センターが主催する研修、連絡会等に参加
- センター主催の研修参加、情報共有をしている。相談事業(もの忘れ相談)への専門医の派遣
- 二次医療圏認知症疾患医療センター協議会、及び左記事例検討会への出席
- 連絡会への参加

7. と回答の場合、連携していない理由

- 令和2年度に1件、認知症初期集中支援チームのケース相談をしたが、その後なし。
- 現状、相談につなげる事例がなかったが、必要に応じてつなぐことは可能。

**千葉県・令和4年度及び令和5年度当初
市町村における認知症施策に関するアンケート結果(令和5年6月実施)**

問19(2). 貴市町村では、認知症疾患医療センターに何を期待しますか(複数回答可)

- | | |
|--|---|
| <p>47 1. 専門医療相談
87% (1市町村減)</p> <p>27 3. 初期集中支援チームへの支援
50% (増減なし)</p> <p>35 5. 研修会等の開催
65% (増減なし)</p> <p>0 7. 特になし
0% (増減なし)</p> | <p>42 2. 紹介、受け入れ、入院等
78% (3市町村減)</p> <p>33 4. 圏域内の情報共有
61% (2市町村増)</p> <p>3 6. その他
6% (増減なし)</p> |
|--|---|

6. と回答の場合、具体的な内容

- BPSDが顕著ケースの相談・受け入れ
- 医師の認知症の方への診察時の対応等(告知の方法やACP)の研修
- 地域のかかりつけ医に対する、認知症対応方法の指導

問20. 若年性認知症の人と家族への相談や支援の窓口は決まっていますか。

- | | |
|---|--|
| <p>17 1. 窓口が決まっている 担当課 関係課
31% (2市町村増)</p> <p>37 2. 窓口はないが、相談等があった場合は関係部署と協議して対応している
69% (1市町村減)</p> <p>0 3. 今後専用窓口を設置する予定である
0% (増減なし)</p> <p>0 4. 決まっていないし、特に対応もしていない 0% (1市町村減)</p> | <p>窓口 市若年性認知症専用相談窓口
市町村担当課窓口
地域包括支援センター …など</p> |
|---|--|

問21. 若年性認知症について市町村として相談に対応した事例はありますか。(地域包括支援センターの活動も含む)

- | | |
|--|--|
| <p>32 1. ある
59% (1市町村増)</p> | <p>22 2. ない
41% (1市町村減)</p> |
|--|--|

問22(1). 認知症カフェの令和5年度の設置状況についてお答えください。

- | | |
|--|---|
| <p>44 1. 設置済み
81% (2市町村減)</p> | <p>10 2. 設置していない
19% (2市町村増)</p> |
|--|---|

2. と回答の場合、未設置の理由。

- 認知用症サポーターステップアップ講座を令和4年度から実施。終了者に今後の活動として声掛けを行っている段階。
- 令和5年7月から開催予定
- マンパワー不足、地域資源が未開発
- 今年度、今までの家族交流会からかたちを変えて、認知症カフェにできるように取り組み始めた
- サロン等の立ち上げはあるが認知症カフェまでの設置にはいかない。
- 認知症予防カフェを実施。認知症カフェは介護事業所で実施。
- コロナ禍で休止。令和5年度より開催場所を変更し定期開催に向けて準備中。
- 町の介護保険事業所が独自に開催している認知症カフェに、広報やチラシ配布等町が後方支援している。
- 認知症カフェを設置する適切な場所、協力員等、実施のための調整がついていない。
- 本人・協力者の不在。

**千葉県・令和4年度及び令和5年度当初
市町村における認知症施策に関するアンケート結果(令和5年6月実施)**

問22(2). 問22(1). で1. とお答えの場合、認知症カフェの内容についてお答えください。(複数回答可)

- | | |
|---|--|
| <p>31 1. 茶菓・食事の提供
57% (4市町村減)</p> <p>7 3. 健康チェックや医師による診断
13% (1市町村減)</p> <p>24 5. 囲碁将棋、編み物・工作
44% (4市町村増)</p> <p>4 7. 認知症の人本人による給仕
7% (1市町村減)</p> | <p>33 2. 専門職等による介護相談
61% (5市町村減)</p> <p>26 4. 生演奏、カラオケ・歌
48% (3市町村増)</p> <p>32 6. 散歩・体操
59% (1市町村増)</p> <p>20 8. その他
37% (4市町村増)</p> |
|---|--|

8. と回答の場合、具体的な内容

- 認知症サポーター養成講座の開催
- 講演会の開催 ●農園体験、活動
- 医師・栄養士による講義 ●本人ミーティングの開催
- チームオレンジの活動 ●認知症についての勉強会、手先の運動や脳の活性化レクなど
- 介護保険の仕組み、サービスの内容等について●花壇の草取り
- 認知症家族交流会、認知症サポート医による相談会 ●ハンドマッサージ
- 脳トレ、情報提供 ●折り紙、トランプ、輪投げ、笑いヨガ
- 介護講座 ●盆踊り

問23. 問22(1)で1. とお答えの場合、令和4年度までに若年性認知症の方が、認知症カフェに参加されたことはありますか。(新規)

- | | |
|--|--------------------------------|
| <p>5 1. ある
9%</p> <p>25 3. 把握していない
46%</p> | <p>14 2. ない
26%</p> |
|--|--------------------------------|

問24. 認知症に関する相談窓口について、広報誌やホームページ等により周知を行っていますか。

- | | |
|--|--|
| <p>54 1. 行っている
100% (1市町村増)</p> | <p>0 2. 行っていない
0% (1市町村減)</p> |
|--|--|

**千葉県・令和4年度及び令和5年度当初
市町村における認知症施策に関するアンケート結果(令和5年6月実施)**

問25. 認知症の当事者(本人)の声を行政として聞き、施策に反映をしていますか。

11 1. している

20% (2市町村増)

43 2. していない

80% (2市町村減)

1. と回答の場合、具体的な内容

- 本人ミーティングを開催し、本人の希望を聞き、外出支援の取組みを実施
- 認知症啓発イベントにおいて、当事者のことばや絵が描かれた本のしおりを来場者に配布
- 若年性認知症自立支援ネットワーク会議に当事者が参加、自身の意見や認知症カフェへ参加しての感想など発言
- 若年性認知症に関するパンフレットの作成において、当事者が参加し、レイアウト等に関する意見を反映
- ちばオレンジ大使の方へインタビュー動画を作成し、認知症サポーターステップアップ講座等で上映
- 認知症研究会を年2回開催し、委員(認知症の人と家族の会所属)より本人、家族の要望を伺っている。
- 認知症家族の会に対する補助金の交付や、家族の会の集いの出席
- 地域包括ケア計画の策定にアンケート結果等を反映。
- 認知症普及啓発の内容・企画について相談し、実施している。
- 当事者や家族の声から、認知症カフェの定期開催等の取組みにつなげている。
- ケアパスに反映
- ケース対応時に、個別で関わる中で、本人の声や思いを尊重できる部分は支援に反映させている。
- 圏域ニーズ調査等で把握している。
- 毎年、健康とくらしの調査を行い65歳以上の町民の方の声を反映している。

2. と回答の場合、その理由

- 機会を設けているが、施策への反映に至っていない。 11件
- 当事者の声を聞く機会を設けられていない 11件
- 当事者の声について十分な集約ができておらず、施策への反映までに至っていない
- 当事者の声を聴く場が少なく、施策に反映できるほどの意見が集められていない。意見を発信してくれる当事者が見つけられていない。
- 人員不足のため
- 本人ミーティング等の実施は検討しているが、実施に当たり長期的なビジョンが必要になると考えており、現時点では他市調査等を行っている段階であるため。
- 今後、本人ミーティング等声を聞く機会を設ける予定
- 当事者として連携し協力を得られる人材の不足。
- 認知症の当事者の声を聞く体制整備が構築できていない。
- 現在、実施方法の検討中
- 当事者の声を把握する機会や方法を検討中の為。
- 令和5年度より実施予定。
- 個別支援の中で聞き取った声を政策に反映したりする人的・時間的余裕がない。
- 当事者の声を聴く機会はあるが、個別のケース対応にとどまっている。
- 認知症カフェなどで認知症の人の家族からは聞き取れるが、本人から直接聞き取ることは難しいため。
- 拾えた声を活かす方法が思いつかない

問26. 貴市町村内に家族会(本人や介護家族による組織)を設置していますか。(近隣市町村との共同設置も含む)

14 1. はい

26% (2市町村増)

40 2. いいえ

74% (2市町村減)

1. と回答の場合、具体的な構成メンバー、活動内容、活動頻度(回/年)等、会の形態

- 市内で家族介護を行っている方・過去に行っていた方
- 年6回 定員8人予約制で開催、介護者の悩みを話し合う、相談、情報交換、交流の場
- 構成メンバー: 認知症の方の介護経験者・地域包括支援室職員
活動内容: 自身の現状や認知症の方を介護する上での悩みなどを話し合う。活動頻度: 毎月開催(12回/年)
- 構成メンバー: 家族の会、各包括SC等、認知症地域支援推進員(看護師)、市職員 活動内容: 毎月1回1時間30分程度の認知症家族介護者と介護経験者の交流会の開催や、広報誌情報誌を通して認知症の啓発活動を実施している。さらに、事務局を窓口とした認知症の当事者や家族などの電話相談も随時対応
- 構成メンバー: 運営委員、認知症の家族と本人 活動内容: 家族交流会 活動頻度: 11回/年
- 構成メンバー: 本人と介護者、活動内容: 体験や思いの共有・情報交換、活動頻度: 毎月1回
- 詳細は把握していない。●福祉センターで個人グループが主催で2か月に1回程度開催している。
- 構成メンバーは介護者がメイン、交流会やミニ講座を実施、4回/年。令和4年度集まっておらず、電話対応にて県の家族会を紹介する形を取っている。
- 介護施設内で家族会が定期開催されており、各地域包括支援センターで周知している。
- 構成メンバー: 介護を経験された方、活動内容: おれんじ喫茶の運営協力
- 奇数月の第3水曜日の午後実施。個別相談、情報交換、傾聴による心身の負担軽減、専門職ボランティアがファシリテーターとして参加者との対話型の進行を行っている。
- 認知症の方とその家族及び世話人(認知症の人とその家族 千葉県支部)、民選委員を交えて交流会を年に1回行っている

千葉県・令和4年度及び令和5年度当初 市町村における認知症施策に関するアンケート結果(令和5年6月実施)

問27. 継続的、定期的に認知症の人(本人)及び家族交流会が行われていますか。

- | | | | | | | | |
|----|------------|--------|-------|-----|-----|----|---------|
| 25 | 1. はい | 73 | か所 頻度 | 565 | 回/年 | 24 | 2. いいえ |
| | 46% | (増減なし) | | | | 0% | (3市町村増) |
| 5 | 3. 把握していない | | | | | | 9% |
| | | | | | | | (3市町村減) |

問28. 多職種協働研修を実施していますか。

- | | | | |
|----|-----------|--------|------------|
| 11 | 1. 実施している | 43 | 2. 実施していない |
| | 20% | (増減なし) | 80% |
| | | | (増減なし) |

1. と回答の場合、実施プログラム

1	県プログラム	10	その他	●独自プログラム ●在宅医療介護連携事業 ●エーザイ(株)と共催 ●介護支援専門員等にての研修
---	--------	----	-----	--

問29. 貴市町村独自の認知症に関する施策はありますか。

- | | | | |
|----|-------|---------|---------|
| 24 | 1. ある | 30 | 2. ない |
| | 44% | (3市町村増) | 56% |
| | | | (3市町村減) |

1. と回答の場合、具体的な内容

- どこシル伝言板 ●物忘れ相談
- 広く市民等に対して認知症の正しい知識の普及を行い、認知症高齢者を介護する家族の支援と、認知症の方を地域で支え合う体制づくりを目指して認知症シンポジウムを開催している。
- 認知症高齢者等見守りシール交付事業、市民向け動画をYouTubeで公開(認知症対応力向上研修)など
- オレンジ声かけ隊及びオレンジ協力員による地域での見守り活動の推進(地域包括支援センターとオレンジ協力員等で行う見守り活動『オレンジパトウォーク』市内全域での実施)
- DASC-21を用いた軽度認知症把握及びケアマネジメント事業
- 認知症高齢者等見守りシール交付事業: QRコードが印字されたシールを高齢者の衣服やかばんなどの持ち物に貼って使用する。発見した方がQRコードを読み取ることで、介護者とインターネット上の伝言板を通じてやりとりができる。
- 認知症専門医監修による、認知症・フレイル・ロコモティブシンドロームを予防する総合的なプログラムを行う介護予防教室を実施。
- 認知症サポート事業所登録事業として、認知症サポーターのいる事業所を登録している。登録事業所にステッカーを配布し、認知症の人及び家族を積極的に支援しようとする事業所であることを周知している。
- SOSネットワーク事業、認知症にやさしいお店、認知症にやさしいまちづくり会議
- 徘徊高齢者を抱える家族への支援として、市が指定する事業者の機器端末(GPS)を携帯させる場合の費用の一部を助成(徘徊高齢者位置探索システム利用助成)
- 認知症高齢者等見守り事業(QRコード付き見守りシールの交付と、個人賠償責任保険の利用)
- 認知症高齢者等見守りシール交付事業、徘徊探知システム
- 徘徊高齢者等家族支援サービス利用助成事業
- 若年性認知症のつどい、「認知症とともに生きるまちづくり応援店」登録事業
- 認知症予防教室「頭の元気トレーニング」を独自プログラムで実施
- 徘徊高齢者家族支援事業(GPSの貸与)を実施 ●認知症見守りサポーターの家
- グループホーム家賃助成、位置情報検索システム事業
- 認知症サポート医による個別相談、認知症サポート医による住民向け学習会、専門職向け学習会(休止中)

**千葉県・令和4年度及び令和5年度当初
市町村における認知症施策に関するアンケート結果(令和5年6月実施)**

問30. 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの5類移行に伴い、認知症施策に係る取組を再開、変更、または新規で実施する(予定含む。)事例がありましたら御記入ください。(任意)(令和5年5月末時点)
具体例 各種研修の開催方法の変更(オンライン→対面)、認知症の人やその家族の「つどい」の再開など (新規)

- 認知症カフェの活動再開
- チームオレンジの結成を目指す
- 認知症啓発イベントにおいて、スターバックスの協力を得て、イベントスペース内に簡易カフェ(コーヒーのテイasting)を実施予定
- 認知症初期集支援チームの関係者による会議(チーム員会議)について、一部を対面・オンラインのハイブリッド開催として実施
- 認知症講演会の開催方法の変更(オンライン→対面)
- 市民まつりオープニングパレードにて「認知症メモリーウォーク」の開催を予定。認知症の人や家族、支援者、一般の人がリレーをしながら、一つのタスキをつなぎゴールを目指すRUN伴を開催予定。
- オレンジカフェが2か所新たに開設したため、補助金の交付等後方支援
- フォローアップ研修等は昨年まで会場参加とオンライン参加のハイブリット式であったが、今年は全員会場参加を予定している。
- オレンジカフェの開催時間、参加人数を縮小していたが元に戻した。カフェの内容で歌唱を休止していたが再開した。
- キャラバン・メイト連絡会の開催にあたり、対面及びオンライン開催のハイブリット型から、対面のみで開催とした。
- 認知症地域支援推進員会議の対面開催
- 今年度家族のつどいを再会予定。R5.4～QRコード、URLから、本人、家族が気軽に認知症チェックができる「認知症スクリーニングシステム」の運用を開始した。
- 小学校での認知症サポーター養成講座が再開された。
- 認知症カフェが令和4年度は年2回のみの実施であったが、令和5年度は毎月1回開催する。
- 町独自の予防体操(長南方式認知症予防運動プログラム)の地域での普及活動
- 認知症後援会の実施。

問31. 認知症施策の推進に関し、県への要望等がありましたら御記入ください。(任意)

- チームオレンジコーディネーター研修や認知症ステップアップ研修指導者研修を、年数回開催するか、若しくはその資料を周知して欲しい。
- ピアサポーターの活動やチームオレンジの立上げ及び活動についてアドバイスをいただきたい。
- 本人ミーティングの実施をはじめとした、認知症の本人の声を施策に反映していくための手法やノウハウ、さらには他市の紹介をしていただきたい。
- チームオレンジの立ち上げ方を詳しく教えてほしい。
- 認知症施策の担当職員向けの新任者研修、事例研究など。
- 好事例の紹介、例えば、問24や当事者、家族の事業への参加方法

千葉県・市民後見人に関するアンケート(令和5年6月実施)

- ・設問中に特に指定がない場合、「令和4年度の実績(令和5年3月31日現在)」の状況になります。
- ・四角内の数値は市町村数
- ・割合は54市町村を100%としたとき

問1. 貴市町村の窓口には住民等から市民後見人について問い合わせがありましたか。

8	1. ある	26 件数/年	46	2. ない→問4へ
	15%	(3市町村増)		85% (3市町村減)

問2. 問1. で1.「ある」と回答した市町村にお尋ねします。問い合わせのあった相手方をお答えください。(複数回答可)

2	1. 本人	4	2. 家族
	4% (1市町村減)		7% (2市町村増)
4	3. 地域住民	1	4. 民生委員
	7% (4市町村増)		2% (1市町村増)
0	5. 社協	1	6. 医療機関
	0% (1市町村減)		2% (1市町村減)
0	7. その他	0%	(2市町村減)

問3. 問1. で1.「ある」と回答した市町村にお尋ねします。問い合わせのあった内容をお答えください。(複数回答可)

2	1. 市町村長申し立て	6	2. 制度の問い合わせ
	4% (増減なし)		11% (2市町村増)
3	3. その他	6%	(1市町村増)

3. と回答の場合、具体的な相手方

- 市民後見人養成講座について
- 養成研修の実施予定について
- 市民後見人の業務について

問4. 貴市町村では、成年後見の担い手として市民後見人の養成に取り組んでいますか。

20	1. すでに研修を実施している → 問5へ	34	2. 取り組んでいない → 問11へ
	37% (増減なし)		63% (増減なし)

千葉県・市民後見人に関するアンケート(令和5年6月実施)

問5. 問4. で1.「すでに研修を実施している」と回答した市町村にお尋ねします。研修はどのように行っていますか。

- | | |
|---|---|
| <p>0 1. 担当課等で直接実施
0% (増減なし)</p> <p>4 3. 近隣市町村と合同で実施
7% (2市町村増)</p> <p>0 5. その他
0% (増減なし)</p> | <p>20 2. 委託 委託先 市社福、一般社団法人、行政書士会、NPO法人
37% (増減なし)</p> <p>0 4. 研修実施団体に希望者を派遣
0% (増減なし)</p> |
|---|---|

問6. 問4. で1.「すでに研修を実施している」と回答した市町村にお尋ねします。研修修了者の名簿を作成していますか。

- | | |
|--|---------------------------------------|
| <p>17 1. いる
31% (2市町村増)</p> | <p>3 2. いない
6% (2市町村減)</p> |
|--|---------------------------------------|

2. と回答の場合、名簿を作成していない理由

- 委託先に一任しているため
- 近隣市と共同で養成研修をおこなったが、当町の住民の受講がなかったため。

問7. 問4. で1.「すでに研修を実施している」と回答した市町村にお尋ねします。研修修了者に対するフォローアップ研修等は行っていますか。

- | | |
|---|---------------------------------------|
| <p>19 1. 行っている
35% (1市町村増)</p> <p>0 3. 予定はない
0% (2市町村減)</p> | <p>1 2. 検討中
2% (1市町村増)</p> |
|---|---------------------------------------|

1. と回答の場合、事業内容

- 「フォローアップ研修」として、市民後見人が実際の後見業務にあたり、どのように被後見人等に関わっていくかを再確認する内容の研修を実施。
- 法人後見支援員としての訪問活動 ●市民後見人の適正な活動のための研修を実施
- 後見業務の実施に必要とする知識、技能、倫理等の習得を目的とした定期研修、事例検討
- これまでに養成講座を修了した方に対し、実際に成年後見人として活動している専門職を講師にむかえ市民後見人として活動するにあたって必要な知識等を伝える。
- 成年後見支援センター(社会福祉協議会に委託)事業の中で、年3回研修を実施。市民後見人として受任するまでのOJTとして、社協の法人後見支援員及び日常生活自立支援事業の生活支援員として活動。
- 後見業務の事例等の研修を4時間行っている。
- 市民後見人及び市民後見人候補者(台帳登録者)のみを対象とした研修
- アウトプット目的で、サロンへ出向き制度説明を実施させることで、知識を定着させる。
- 養成研修は法人独自で実施し、研修修了者に対するフォローアップ研修をその法人へ委託している。内容は「意思決定支援と困難事例」「基礎研修」「相続が発生した時の対応」「後見人受任後の注意点」「被後見人死亡後の後見人義務」について等。

千葉県・市民後見人に関するアンケート(令和5年6月実施)

問8. 問4. で1.「すでに研修を実施している」と回答した市町村にお尋ねします。市民後見人の選任に向けて、家庭裁判所と協議を行っていますか。

8	1. 行っている	4	2. 検討中
15%	(2市町村増)	7%	(増減なし)
6	3. 予定はない	2	4. その他
11%	(2市町村減)	4%	(増減なし)

3. 4. と回答の場合、その理由等

- 市民後見人が受任できる案件や、市社会福祉協議会との複数後見を基本に活動していくことなどについて、過年度に協議し、共通認識の共有を図っている。
- 養成した市民後見人は法人後見内での活動になっているため
- 市民後見人として活動する受け皿がないため。
- 市社会福祉協議会において、行っているため。
- 市民後見人の選任については監督人となる社会福祉協議会と受任調整会議を開催し、判断しているため。
- 困難ケースが増えており、専門性を必要とする案件が多いため。
- 専門職後見人等の選任が適当と思われるケースが多いため。
- 市民後見人として登録の方へ社会福祉協議会で実施している法人後見事業の法人後見支援員等で経験をした上で協議していきたいと考えている。

問9. 問4. で1.「すでに研修を実施している」と回答した市町村にお尋ねします。これまでに養成した市民後見人の人数を把握されていますか。

19	1. いる	1	2. いない
35%	(4市町村増)	2%	(4市町村減)

問7. 貴市町村では、企業や小・中学校等での認知症サポーター養成講座の開催に向け、キャラバン・メイトの

417 人

問10. 問4. で1.「すでに研修を実施している」と回答した市町村にお尋ねします。市民後見人の養成数等、具体的な目標はありますか。

4	1. ある	16	2. ない
7%	(1市町村増)	30%	(1市町村減)

1と回答の場合、目標及び根拠等

- 令和5年度中に25名修了(現在実施中の講座定員)
- 平成25年に実施したニーズ調査において、成年後見制度の利用が必要な人数が158人であり、市民後見人1人あたり2名受け持つことを想定し、80人を養成。
- 目標: 年5人程度の養成(養成研修を2~3年ごとに実施し、毎回10人程度の養成を予定)
- 根拠: 社協が法人後見として受託している成年被後見人等の中から、市民後見人による支援が適した方を選任していくことを想定しており、現時点でのケース数等から算定している。
- 社会福祉協議会で実施している法人後見事業へ法人後見支援員として実務を積んでもらった後、市民後見人として活動してもらえるように考えている。(令和10年度までに1名以上)

→ 問13へ

千葉県・市民後見人に関するアンケート(令和5年6月実施)

問11. 問4. で2.「取り組んでいない」と回答した市町村にお尋ねします。市民後見人の養成について取組の検討会議等を行っていますか。

- | | | | |
|--|------------------------|---|-------------------------|
| <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">9</div> | 1. 行っている
17% (増減なし) | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">25</div> | 2. 行っていない
46% (増減なし) |
|--|------------------------|---|-------------------------|

2. と回答の場合、その理由

- 中核機関設置、基本計画策定の検討段階のため
- 人員不足のため
- 需要がない
- 検討の機会がない
- 専門職の後見人で足りている
- 先進事例の確認中であり、まだ検討会議を行える段階ではないため
- 市民後見人への問い合わせ等はなく、町として養成に取り組む方向ではないため。
- 市民後見人の養成に対する知識がないため
- 必要時、検討していく。
- 成年後見制度への理解が進んでおらず、市民後見人の養成を進める段階ではないと考える。
- 成年後見制度の相談件数は増えているが、市民後見人養成までのニーズがない為。
- 必要性を感じていない

問12. 問4. で2.「取り組んでいない」と回答した市町村にお尋ねします。市民後見人の養成に取り組めない理由はなんですか。一番近いものに○を付けてください。

- | | | | |
|---|--|--|--|
| <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">7</div> | 1. 法人、専門職の後見人で足りている
13% (1市町村減) | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">2</div> | 2. 成年後見制度を必要とする人を把握していない
4% (1市町村減) |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">16</div> | 3. 研修を実施してもその後のバックアップ体制が整っていない
30% (増減なし) | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">5</div> | 4. 研修を委託できる団体がない
9% (1市町村減) |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">4</div> | 5. その他 7% (2市町村減) | | |

1. と回答の場合、足りていると判断した理由

- 市において市長申立を行っています、特に専門職で後見人が足りないといったケースが、現在の所ないため。
- 市町村申立て件数も少なく、申立て時に後見人候補者がいなくて困ったケースがないため
- 成年後見の相談件数が少ない為。
- 専門職後見が足りないとの話はあるが現状、申立てを行う際、特に行政側に困ることがない
- 社会福祉協議会や地域包括支援センターから不足しているとの声は上がっていない。
- 現状、相談についてすべて対応できているため
- 法人、専門職のみで選任も滞りなく行っている為

2. と回答の場合、把握していない理由

- 窓口相談に来るケースも殆ど無いため。
- 必要とする人を把握する調査等が行えていない。成年後見制度の周知が足りない。

5. と回答の場合、具体的理由

- 本市では法人後見受任団体のもとで活動を行う「市民後見協力員」の養成およびスキルアップ研修を実施している。市民後見協力員へアンケート調査を行ったが、市民後見人として活動を希望する方が少数であったことから、市民後見人の養成は慎重に検討する必要があるため。
- 今年度(令和5年度)から実施予定
- 中核機関の設置などの準備が整っていない。予算がない。
- 要望もなく、また養成する人的余裕もない。

千葉県・市民後見人に関するアンケート(令和5年6月実施)

問13. すべての市町村にお尋ねします。市町村申し立てをしていますか。

49 1. している 364 件/年(合計) 91% (増減なし) 5 2. していない 9% (増減なし)

2. とお答えの場合、その理由

●相談なし(4年度中) ●令和4年度中申立相談。令和5年度申立とした。

問14. 問13. で1.「している」と回答した市町村にお尋ねします。市町村申し立てをした後見人の種類をお答えください。(複数回答可)

23 1. 法人 59 件/年(合計) 43% (5市町村減) 43 2. 専門職 289 件/年(合計) 80% (3市町村増)
1 3. 市民 1 件/年(合計) 2% (2市町村減) 7 4. その他 13% (2市町村減)

4. その他と回答の場合、具体的な後見人と件数

●法人後見(市社会福祉協議会)と市民後見人の複数後見
●申立後、審判前に死亡したため選任されず
●成年後見の申立では行ったが、選任されていない
●申立て事務着手中

問15. すべての市町村にお尋ねします。成年後見制度利用促進法及び同法に基づく基本計画に関連し、各市町村における基本計画につき取組状況をお答えください。

23 1. 基本計画策定済み 43% (4市町村増)
28 2. 検討中 52% (1市町村増)
3 3. 予定なし 6% (5市町村減)

3. と回答した場合、その理由

●成年後見制度の体制が整っていない。
●現在の相談対応で特に問題がない為。
●方向性が不明確なため

千葉県・市民後見人に関するアンケート(令和5年6月実施)

問16. すべての市町村にお尋ねします。成年後見制度の利用促進を目的とした周知・広報活動を実施していますか。(新規)

45 1. 実施している

83%

9 2. 実施していない

17%

1. と回答の場合、具体的な内容

- チラシ、リーフレット等の作成、配布 29件 ●ホームページによる広報 15件
- 広報誌の掲載 10件 ●ポスターの掲示
- 講演会の開催 ●相談会の実施
- 出前講座の開催
- 委託先の市福祉協議会のネットワーク(コミュニティーソーシャルワーカーや地区社協)を活用
- 地域包括支援センターに対して、後見制度に関する研修を実施している。
- 成年後見制度PRイベント、出張セミナー
- 周知啓発講座
- ケアマネ連絡会等の場で周知。
- 町のくらしの便利帳等へ掲載
- 民生児童委員定例会での周知
- シニアサポートブックへの掲載
- 民生委員児童委員協議会時に制度説明

2. と回答の場合、その理由

- 検討中のため
- 体制が整っていないため。
- 周知や広報を行う機関の準備が整っていない。
- 今後検討する。 ●検討がないため
- コロナ禍により実施できなかった。

問17. すべての市町村にお尋ねします。成年後見制度の中核機関を設置していますか。

9 1. 単独で設置している

17% (2市町村増)

10 2. 連携して設置している 連携先

19% (2市町村増)

成年後見支援センター

0 3. 令和5年度設置予定

0% (2市町村減)

29 4. 検討中 →問18へ

54% (増減なし)

6 5. 予定なし

11% (2市町村減)

1, 2, 3, 5→問19へ

5. と回答の場合、その理由

- 具体的な検討の場を設けられていない
- 成年後見制度の体制が整っていないことから、中核機関の設置まで検討できていない。
- 直営の地域包括支援センターで相談を受けており、相談件数も多くない為。

問18. 問17で「検討中」と回答した市町村にお尋ねします。設置に向け、どのような課題がありますか。(新規)(複数回答可)

15 1. 専門的判断を行う人材の確保

28%

24 2. 関係団体(社会福祉協議会など)との連携体制

44%

10 3. 適切な後見人等候補者の不足

19%

11 4. 後見人への支援のあり方

20%

0 5. その他

0%

千葉県・市民後見人に関するアンケート(令和5年6月実施)

問19. すべての市町村にお尋ねします。市民後見人の養成について、県に望む支援はありますか。(複数回答可)

10	1. 財政的支援	10	2. 家庭裁判所との調整
19%	(2市町村増)	19%	(増減なし)
36	3. 最新の情報提供	14	4. 他の自治体との協議の場の提供
67%	(3市町村増)	26%	(7市町村減)
8	5. その他	15%	(2市町村減)

1. と回答の場合、地域支援事業及び市民後見推進事業以外に必要な支援の具体的内容

- 市民後見人として従事する際、後見監督人を選任する場合がある。その際、監督人に対する報酬について、助成支援をお願いしたい。
- 現行で活用可能な支援は積極的に活用予定であるが、その他は実際に事業に着手してから課題等を精査したい。

2. と回答の場合、具体的な内容

- 後見人の支援について、裁判所から助言がいただけるとよいと思う。
- 市民後見人として選任されるには具体的にどのようにするか等、情報提供を希望します。
- 市民後見人は、経験や専門的知識が十分でないこともあり得るため、中核機関だけでなく家庭裁判所と連携しながら活動を支援できる体制を整えたい(協議会において意見交換等は行う予定)。
- 事件ごとに独立していることは理解しているが、市民後見人に対する報酬基準がない点は調整していただきたい。(庁内の会議において、弁護士の方より、市民後見人のケースが多額の相続を受けた場合に報酬額も増えると想定されるが、他の市民後見人との報酬の均衡はどのように図っていくのかとの指摘があった。)
- 家裁支部の考えが分からない事も多く、家裁と市、中核機関を交えた意見交換の場があると良い
- 市民後見人の後見受任について、働きかけをおこなっていただきたい。

5. と回答の場合、具体的な内容

- 広域での市民後見人の養成
- 市町単位で市民後見人を養成しても活躍の場がないため、家庭裁判所単位など広域的に活躍できる体制整備を支援していただきたい。
- 県主催の市民後見人養成研修の実施。市民後見人単独受任時のフォローについて、先進市の取り組みの情報を提供してほしい。
- 令和5年4月に市民後見人養成のためのカリキュラムが改定されたが、専門職や学識経験者を講師として招聘する必要のある科目が多い。それらの科目について、市町村ごとに実施するのは極めて非効率であり、県域単位での実施を検討願いたい。
- 研修を委託できる団体の紹介。近隣市町村と共同で実施する場合についての相談。

問20. 成年後見制度の利用促進に向けた課題。(自由記載)

- 申立て事務量が多い、専門職後見人の担い手不足。 ●マンパワーの不足。
- 現在、安房3市1町では、鴨川社協に安房権利擁護推進センターを委託している。市民後見人、候補者の養成、フォローアップ研修は実施しているが、実際の市民後見人は誕生していない、法人後見から市民後見への流れ等、何とか市民後見人を誕生させたいため、今後とも、ご指導願います。
- 国の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」にほぼ網羅されていると考えます。但し、後見人報酬の確実な確保に向け、成年後見制度利用支援事業のみに頼らず、生活保護費の中に(日常生活自立支援事業の利用料も含めた)「権利擁護扶助」を創設するべきと考えます。
- 後見人への報酬助成制度について、制度の県内統一と財政支援を県に望みたい。
- 利用するメリットや相談窓口を含めた成年後見制度等の周知と、中核機関を中心に関係機関による地域連携ネットワークを構築し、相談支援体制を整備していくことが主な課題であると考えています。
- 後見人のなり手不足の解消に向けた取組みが進むとありがたい
- 市民後見人の選任の促進 ●各市町村社協による法人後見事業の実施
- 後見等報酬助成の基準、市長申立対象者について他自治体との差異がある。
- 町民への周知方法や近い将来必要だと説明しても、制度を理解してもらうことが難しいと感じます。ストーリー性のあるドラマ仕立てなどで、万人向けに伝えていくのはどうでしょうか。
- 今後中核機関や協議会を設置するにあたり、地域に弁護士等がおらず、専門的意見が得にくくなる可能性がある。
- 地域的に法律専門職が少なく、ネットワーク構築が困難である。